

練馬区まちづくり条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第4章 }</p> <p>第5章</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第6節 }</p> <p>第7節 <u>墓地の開発調整の手続</u> (第80条 第88条)</p> <p>第8節 } 省略</p> <p>第13節 }</p> <p>第6章 } 省略</p> <p>第9章 }</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><u>開発事業 宅地開発事業、建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場となるものに限る。)、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地を設置する行為(寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものまたは墓地の区域もしくは墳墓を設ける区域の変更によるものを除</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 } 同左</p> <p>第4章 }</p> <p>第5章</p> <p>第1節 } 同左</p> <p>第6節 }</p> <p>第7節 <u>墓地等の開発調整の手続</u> (第80条 第88条)</p> <p>第8節 } 同左</p> <p>第13節 }</p> <p>第6章 } 同左</p> <p>第9章 }</p> <p>付則</p> <p>第1条 同左 (定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p><u>開発事業 つぎに掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア 宅地開発事業</u></p> <p><u>イ 建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場となるものに限る。)</u></p> <p><u>ウ 練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 年 月練馬区条例第 号。以下「墓地条例」とい</u></p>

く。) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場もしくは第9号の材料置場、自動車駐車を設置する行為、既存の自動車駐車場の形式を変更し、もしくは路面の舗装工事をする行為またはペット火葬施設等を設置する行為(ペット火葬施設等の用に供する部分の床面積の変更または開発区域の変更によるものを除き、既存のペット火葬施設等に、当該ペット火葬施設等が有しないペット火葬設備等を追加するものを含む。) その他土地利用を著しく変更する行為で練馬区規則(以下「規則」という。)定めるものをいう。

} 省略  
 第3条 }  
 } 省略  
 第10条 }  
 (都市計画提案面積の規模)  
 第11条 都市計画法施行令(昭和44年政

う。) 第1条に規定する墓地、納骨堂または火葬場(以下「墓地等」という。)を設置する行為または拡張する行為(墓地の区域、墳墓を設ける区域または納骨堂もしくは火葬場の施設を拡張するものをいう。)

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場または同表第9号の材料置場を設置する行為

オ 自動車駐車を設置する行為または既存の自動車駐車場の形式を変更し、もしくは路面の舗装工事をする行為

カ ペット火葬施設等を設置する行為(ペット火葬施設等の用に供する部分の床面積の変更または開発区域の変更によるものを除き、既存のペット火葬施設等に、当該ペット火葬施設等が有しないペット火葬設備等を追加するものを含む。)

キ アからカまでに掲げるもののほか、土地利用を著しく変更する行為で練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるもの

} 同左  
 第3条 }  
 } 同左  
 第10条 }  
 (都市計画提案面積の規模)  
 第11条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第15条ただし書の規定により条例で定め

<p>令第158号。以下「令」という。) <u>第15条の2</u>の規定により条例で定める都市計画の提案に係る面積の規模は、3,000平方メートルとする。</p> <p>第12条 } 第49条 } 省略</p> <p>(土地取引に係る標識の設置)</p> <p>第50条 権利取得者は、前条第1項の規定による届出を行った日から起算して7日以内に、当該届出に係る土地の区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、土地売買等の契約を締結した日から起算して6月以内に第53条第1項、第62条第1項、第71条第1項もしくは<u>第90条第1項または墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例</u>(昭和59年東京都条例第125号。以下「<u>墓地条例</u>」という。) <u>第16条第1項</u>の規定により標識の設置を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>(開発事業に係る届出等)</p> <p>第51条 事業者は、開発区域の面積が300平方メートル以上の開発事業または次条第1項各号、第61条第1項各号、第89条第1項第1号、第2号の2もしくは第5号に規定する開発事業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第52条 省略</p> <p>第53条 省略</p> <p>(大規模建築物に係る説明会の開催等)</p> <p>第54条 省略</p>	<p>る都市計画の提案に係る面積の規模は、3,000平方メートルとする。</p> <p>第12条 } 第49条 } 同左</p> <p>(土地取引に係る標識の設置)</p> <p>第50条 権利取得者は、前条第1項の規定による届出を行った日から起算して7日以内に、当該届出に係る土地の区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、土地売買等の契約を締結した日から起算して6月以内に第53条第1項、第62条第1項、第71条第1項、<u>第81条第1項または第90条第1項</u>の規定により標識の設置を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 同左</p> <p>(開発事業に係る届出等)</p> <p>第51条 事業者は、開発区域の面積が300平方メートル以上の開発事業または次条第1項各号、第61条第1項各号、<u>第80条第1項もしくは第89条第1項第1号、第2号の2</u>もしくは第5号に規定する開発事業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>2 同左</p> <p>第52条 同左</p> <p>第53条 同左</p> <p>(大規模建築物に係る説明会の開催等)</p> <p>第54条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 事業者は、第1項の規定により説明</p>
---	---

<p>2 省略</p> <p>3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第55条 省略 (大規模建築物の建築等に係る意見書の提出)</p> <p>第56条 <u>近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第57条 省略 (大規模建築物の建築等に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第58条 事業者は、第56条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第59条 } 省略</p> <p>第62条 } 省略</p> <p>(特定用途建築物に係る説明会の開催等)</p> <p>第63条 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>4 } 省略</p> <p>5 事業者は、前各項の規定により説明</p>	<p>会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および前2項で定める<u>範囲</u>の近隣住民に通知しなければならない。</p> <p>4 同左</p> <p>第55条 同左 (大規模建築物の建築等に係る意見書の提出)</p> <p>第56条 <u>第54条第1項および第2項で定める範囲の近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 同左</p> <p>第57条 同左 (大規模建築物の建築等に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第58条 事業者は、第56条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を<u>当該意見書を提出した近隣住民</u>および区長にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>第59条 } 同左</p> <p>第62条 } 同左</p> <p>(特定用途建築物に係る説明会の開催等)</p> <p>第63条 同左</p> <p>2 } 同左</p> <p>4 } 同左</p> <p>5 事業者は、前各項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定める</p>
---	---

会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。

6 省略

第64条 省略

(特定用途建築物の建築等に係る意見書の提出)

第65条 近隣住民は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。

2 省略

第66条 省略

(特定用途建築物の建築等に係る意見書に対する見解書等)

第67条 事業者は、第65条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の見解の提示があったときは、これらの意見について、見解書を近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。

2 省略

3 省略

第68条 } 省略

第71条 }

(宅地開発事業に係る説明会の開催等)

第72条 省略

2 省略

3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。

ところにより区長および第1項または第2項各号で定める範囲の近隣住民に通知しなければならない。

6 同左

第64条 同左

(特定用途建築物の建築等に係る意見書の提出)

第65条 第63条第1項または第2項各号

で定める範囲の近隣住民は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。

2 同左

第66条 同左

(特定用途建築物の建築等に係る意見書に対する見解書等)

第67条 事業者は、第65条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の見解の提示があったときは、これらの意見について、見解書を当該意見書を提出した近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。

2 同左

3 同左

第68条 } 同左

第71条 }

(宅地開発事業に係る説明会の開催等)

第72条 同左

2 同左

3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および前2項で定める範囲の近隣住民に通知しなければならない。

4 同左

<p>4 省略</p> <p>第73条 省略 (宅地開発事業に係る意見書の提出)</p> <p>第74条 <u>近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第75条 省略 (宅地開発事業に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第76条 事業者は、第74条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の見解の提示があったときは、これらの意見について、見解書を近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第77条 } 省略</p> <p>第79条 }</p> <p><u>第7節 墓地の開発調整の手続</u></p> <p>(<u>墓地の設置</u>に係る届出等)</p> <p>第80条 第51条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、<u>開発区域の面積が300平方メートル以上の墓地の設置</u>を行おうとするものは、<u>当該墓地の設置</u>を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による届出があったときは、事業者に対して、<u>説明会等</u>の開催方法、説明が必要な近隣住民</p>	<p>第73条 同左 (宅地開発事業に係る意見書の提出)</p> <p>第74条 <u>第72条第1項および第2項で定める範囲の近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 同左</p> <p>第75条 同左 (宅地開発事業に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第76条 事業者は、第74条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の見解の提示があったときは、これらの意見について、見解書を<u>当該意見書を提出した近隣住民</u>および区長にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>第77条 } 同左</p> <p>第79条 }</p> <p><u>第7節 墓地等の開発調整の手続</u></p> <p>(<u>墓地等の設置等</u>に係る届出等)</p> <p>第80条 第51条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、<u>開発区域において墓地等の設置または拡張</u>を行おうとするものは、<u>当該墓地等の設置または拡張</u>を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による届出があったときは、事業者に対して、<u>説明会</u>の開催方法、説明が必要な近隣住民の範囲等必要な助言または指導を行うことができる。</p>
---	--

<p>の範囲等必要な助言または指導を行うことができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(墓地に係る説明会等の開催等)</p> <p>第81条 前条第1項の規定による届出を行った事業者で、墓地条例第17条第1項に規定する説明会等を行おうとするものは、当該説明会等に併せて、当該墓地の開発区域の境界線からの水平距離で100メートルの範囲(当該開発区域から6メートルを超える幅員を有する主要な道路に接続する道路がある場合は、当該接続する道路に接する敷地を含む。)の近隣住民に対して説明会等を行い、当該墓地の建設等の計画について説明しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により説明会等を行ったときは、規則で定める事項について書面で区長に報告しなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の日から起算して3日以内に報告の概要を公表しなければならない。</p> <p>(墓地の設置に係る意見書の提出)</p> <p>第82条 近隣住民は、墓地条例第16条第1項の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、意見書を区長に提出することができる。</p>	<p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>(墓地等の設置等に係る標識の設置等)</p> <p>第81条 事業者は、前条第1項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のうち最も早い日から第87条第2項の規定による協議終了の通知が当該事業者に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。</p> <p>墓地条例第4条第1項または第2項の規定による申請の90日前</p> <p>練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定による標識の設置の60日前</p> <p>東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定による標識の設置の60日前</p> <p>建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請または同法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類の提出の90日前</p> <p>建設等の工事の着手または当該施設の設置の90日前</p> <p>2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該標識を設置した日から起算して5日以内に、区長に届け出なければならない。</p> <p>(墓地等の設置等に係る説明会の開催等)</p> <p>第82条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民(開発区域に接する敷地の土地所有者等を含む。次項において同じ。)に対して説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で</p>
--	---

定めるところにより当該墓地等の設置または拡張の計画および工事について説明しなければならない。

墓地の設置、墓地の区域の拡張（寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置されている墓地であって、当該墓地の区域の拡張の規模が規則で定める規模未満のものを除く。）、納骨堂の設置もしくは拡張（規則で定める規模未満のものを除く。）または火葬場の設置 開発区域の境界線からの水平距離で100メートルの範囲（当該開発区域から6メートルを超える幅員を有する主要な道路に接続する道路がある場合は、当該接続する道路に接する敷地を含む。）

前号に掲げるものを除く墓地等の設置または拡張 開発区域に接する敷地の範囲

2 前項第2号に規定する場合で、開発区域が道路に接する場合は、当該接する道路の部分の境界線の反対側の境界線に接する敷地の近隣住民を合わせて説明を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および前2項で定める範囲の近隣住民に通知しなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により説明を行ったときは、当該説明の内容について同項および第2項で定める範囲の近隣住民と協議を行い、当該近隣住民の合意を得るように誠意をもって対応するとともに、当該近隣住民は、事業者の立場を尊重し、相互に合意が図れるよう努めなければならない。

（墓地等の設置等に係る協議等）

(協議の指導)

第83条 区長は、前条の規定による意見書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、事業者に対し、近隣住民との協議を行うよう指導することができる。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき実施した近隣住民との協議の結果を区長に報告しなければならない。

3 事業者は、第81条第1項の説明会等および前項に規定する指導に基づく協議を行うときは、当該近隣住民の合意を得るように誠意をもって対応するとともに、当該近隣住民は、事業者の立場を尊重し、相互に合意が図れるよう努めなければならない。

4 区長は、前条の規定により提出された意見書および第1項の規定による指導に基づき協議が行われたときは当該協議を踏まえ、必要に応じて墓地の建設等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

(墓地の設置に係る意見に対する見解書等)

第84条 事業者は、第82条の規定による意見書の提出および前条第4項の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により区の意見に対する見解書の提出があったときは、当該見解書を公表するものとする。

(墓地の設置に係る協議)

第83条 事業者は、前条第1項の規定による説明および同条第4項の協議を行ったうえ、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、墓地等の設置または拡張について協議しなければならない。

近隣住民への説明に関する事項

事業計画案の概要に関する事項

地域環境に関する事項

緑化計画に関する事項

その他区長が必要と認める事項

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

(墓地等の設置等に係る意見書の提出)

第84条 第82条第1項および第2項で定める範囲の近隣住民は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。

2 前項の場合において、近隣住民は、意見書の写しを区長に送付するものとする。

(墓地等の設置等に係る協議における指導)

第85条 区長は、第83条第2項の規定に

第85条 第81条第1項に規定する説明会等および第83条第1項の規定による指導に基づく協議を行った場合は当該協議を行った事業者は、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、墓地の設置について協議しなければならない。

近隣住民への説明に関する事項

協議結果に関する事項（第83条第1項の規定による指導を行った場合に限る。）

事業計画案の概要に関する事項

地域環境に関する事項

緑化計画に関する事項

その他区長が必要と認める事項

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない

（墓地の設置に係る協議における指導）

第86条 区長は、第82条の規定により提出された意見書および第83条第1項の規定による指導に基づき協議が行われたときは当該協議を踏まえ、事業者に対して、第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて墓地の設置に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

（墓地の設置に係る協定の締結等）

第87条 区長および事業者は、第85条第1項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない

よる公表の日から起算して10日以内に、第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて墓地等の設置または拡張に係る区の意見を事業者に書面で提示するものとする。

（墓地等の設置等に係る意見書に対する見解書等）

第86条 事業者は、第84条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を当該意見書を提出した近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により近隣住民に見解書を提出したときは、その写しを区長に送付するものとする。

3 区長は、第1項の区の意見に対する見解書および前項の近隣住民に対する見解書の写しを公表するものとする。

（墓地等の設置等に係る協定の締結等）

第87条 区長および事業者は、第83条第1項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

い。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 区長は、第85条第1項の規定による協議が終了したときは、協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 事業者は、墓地条例第4条第1項の規定に基づく申請を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(墓地の事業計画変更の申請等)

第88条 事業者は、第85条第1項の規定による申請後から前条第2項の規定による協議終了の通知を受けるまでの間に、事業計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならない。

2 }  
5 } 省略

第89条 省略

第90条 省略

(自動車駐車場等の設置等に係る説明会の開催等)

第91条 省略

2 省略

3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。

2 区長は、第83条第1項の規定による協議が終了したときは、協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 事業者は、墓地条例第4条第1項または第2項の規定に基づく申請および建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例その他開発事業に関する法令または条例に基づく申請、届出等を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(墓地等の設置等の事業計画変更の申請等)

第88条 事業者は、第83条第1項の規定による申請後から前条第2項の規定による協議終了の通知を受けるまでの間に、事業計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならない。

2 }  
5 } 同左

第89条 同左

第90条 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る説明会の開催等)

第91条 同左

2 同左

3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および前2項で定める範囲の近隣住民に通知しなければならない。

4 同左

<p>4 省略</p> <p>第92条 省略 (自動車駐車場等の設置等に係る意見書の提出)</p> <p>第93条 <u>近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第94条 省略 (自動車駐車場等の設置等に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第95条 事業者は、第93条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略 第96条 } 省略 第97条の2 } (あっせん)</p> <p>第98条 区長は、つぎに掲げる場合において、あっせんを行うことができる。 第70条第1項に規定する宅地開発事業のうち、当該宅地開発事業の開発区域の面積が3,000平方メートル以上の宅地開発事業であって、第76条第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に<u>近隣住民および事業者の双方から当該宅地開発事業に係る紛争の調整の申出があった場合</u></p>	<p>第92条 同左 (自動車駐車場等の設置等に係る意見書の提出)</p> <p>第93条 <u>第91条第1項または第2項で定める範囲の近隣住民</u>は、前条第2項の規定による公表の日から起算して7日以内に、申請の概要について意見書を事業者に提出することができる。</p> <p>2 同左</p> <p>第94条 同左 (自動車駐車場等の設置等に係る意見書に対する見解書等)</p> <p>第95条 事業者は、第93条第1項の規定による意見書の提出および前条の規定による区の意見の提示があったときは、これらの意見について、見解書を<u>当該意見書を提出した近隣住民および区長にそれぞれ提出しなければならない</u>。</p> <p>2 同左 3 同左</p> <p>第96条 } 同左 第97条の2 } (あっせん)</p> <p>第98条 同左</p> <p>第70条第1項に規定する宅地開発事業のうち、当該宅地開発事業の開発区域の面積が3,000平方メートル以上の宅地開発事業であって、第76条第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に<u>第72条第1項および第2項で定める範囲の近隣住民ならびに事業者の双方から当該宅地開発事業に係る紛争の調整の申出があった場合</u> 第80条第1項に規定する<u>墓地等の</u></p>
---	--

第80条第1項に規定する墓地であって、第84条第2項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に近隣住民および事業者の双方から当該墓地に係る紛争の調整の申出があった場合

第89条第1項第4号に規定するウエスト・スクラップ処理場または同項第5号に規定するペット火葬施設等であって、第95条第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に近隣住民および事業者の双方から当該ウエスト・スクラップ処理場またはペット火葬施設等に係る紛争の調整の申出があった場合

2 }  
4 } 省略

第99条 }  
第109条 } 省略

(墓地の基準)

第110条 事業者は、第80条第1項に規定する墓地の設置を行うときは、別表第3に定める基準に従わなければならない。

第111条 }  
第141条 } 省略

(説明会等の対象となる住民等に関する特例)

第142条 第24条に規定する総合型地区

設置または拡張であって、第86条第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に第82条第1項および第2項で定める範囲の近隣住民ならびに事業者の双方から当該墓地等の設置または拡張に係る紛争の調整の申出があった場合

第89条第1項第4号に規定するウエスト・スクラップ処理場の設置または同項第5号に規定するペット火葬施設等の設置であって、第95条第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に第91条第1項または第2項で定める範囲の近隣住民および事業者の双方から当該ウエスト・スクラップ処理場の設置またはペット火葬施設等の設置に係る紛争の調整の申出があった場合

2 }  
4 } 同左

第99条 }  
第109条 } 同左

(墓地等の基準)

第110条 事業者は、第80条第1項に規定する墓地等の設置または拡張を行うときは、墓地条例に定める基準に従わなければならない。

第111条 }  
第141条 } 同左

(説明会等の対象となる住民等に関する特例)

第142条 第24条に規定する総合型地区まちづくり計画が定められている地区において、第54条第1項、第72条第1

まちづくり計画が定められている地区において、第54条第1項、第72条第1項、第81条第1項および第91条第2項の規定により説明会等が行われたときは、当該総合型地区まちづくり計画に係る総合型地区まちづくり協議会を当該説明会等の対象に含むものとする。

第143条 }  
第145条 } 省略

(工事の停止、中止等の勧告)

第146条 区長は、事業者等がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて開発事業に関する工事の停止、中止その他必要な措置を講じることを勧告することができる。

第52条第1項、第61条第1項、第70条第1項、第80条第1項もしくは第89条第1項の規定による届出または第55条第1項、第64条第1項、第73条第1項、第85条第1項もしくは第92条第1項の規定による協議の申請をせずに工事に着手したとき。

} 省略  
2 省略  
第147条 }  
第153条 } 省略  
付 則  
1 }  
7 } 省略

項、第82条第1項および第91条第2項の規定により説明会等が行われたときは、当該総合型地区まちづくり計画に係る総合型地区まちづくり協議会を当該説明会等の対象に含むものとする。

第143条 }  
第145条 } 同左

(工事の停止、中止等の勧告)

第146条 同左

第52条第1項、第61条第1項、第70条第1項、第80条第1項もしくは第89条第1項の規定による届出または第55条第1項、第64条第1項、第73条第1項、第83条第1項もしくは第92条第1項の規定による協議の申請をせずに工事に着手したとき。

} 同左  
2 同左  
第147条 }  
第153条 } 同左  
付 則

1 }  
7 } 同左

(委員の任期の特例)

8 平成24年4月1日から平成25年11月30日までの間に委嘱される第129条第1項第1号および第3号の委員の任期は、第130条第1項本文の規定にかかわら

ず、平成25年11月30日までとする。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の練馬区まちづくり条例の規定は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）以後に第80条第1項の規定による届出をする開発事業について適用し、施行日前にこの条例による改正前の練馬区まちづくり条例第80条第1項の規定による届出をする開発事業については、なお従前の例による。

別表第1 同左

別表第2 同左

別表第3 削除

別表第1 省略

別表第2 省略

別表第3（第110条関係） 墓地の基準

<u>種別</u>	<u>基準</u>
<u>道路の基準</u>	<u>1 墓地および当該墓地に設置された自動車駐車場の出入口から6メートルを超える幅員を有する主要な道路に接続するまでの道路は、幅員6メートル以上であること。</u> <u>2 墓地および当該墓地に設置された自動車駐車場の出入口に面する道路は、幅員6メートル以上であること。</u>
<u>駐車施設</u>	<u>開発区域内に墳墓の区画数の5パーセント以上の駐車台数の自動車駐車場</u>

	を設けること。	
<u>開発区域 内の緑化</u>	<u>1 開発区域内に当該開 発区域の面積の15パーセ ント以上の緑地を設ける こと。</u> <u>2 開発区域の境界線に 沿って幅員1メートル以 上の緩衝緑地を設けるこ と。</u>	別表第4 } 同左 別表第8 }
別表第4 } 別表第8 }	省略	